

学校法人会計基準の在り方について(その他の論点)

論点 区分	基本的な方向
減損会計 (有形固定資産)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の保有は利益獲得ではなく、教育研究を行うために保有しており、将来の収益の減少を見込んだ帳簿価額の変更は必要ないのではないか。 ・学校の廃止や学部廃止などで使用していない施設などは減損の対象と考えるべきではないか。 →未使用(遊休)の有形固定資産で今後も維持しないものについては臨時償却する等の基準が必要ではないか。
金融商品会計	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の資産運用は長期的な満期保有目的の運用が大半であることから、時価会計を導入しても期末に未実現の評価損益を計上するだけで、むしろ学校法人の収支状況の適切な表示にそぐわないのではないか。 ・資産運用に関するリスク管理の観点から時価情報を商品別・保有目的別に区分し注記すべきではないか。
退職給与引当金 (退職給付引当金)	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金については、23年度から退職給与引当金を期末要支給額の100%とすることに統一し、金額的にも退職給付で計算したものに比較しても十分であり、現状どおりとすべきではないか。 ・一部の法人が持つ独自の年金制度には引当金の統一ルールが必要ではないか。
連結会計	<ul style="list-style-type: none"> ・持分の概念がないため連結会計はなじまないのではないか。 ・理事構成を同じくする等のグループ法人間の取引を明らかにする必要があるのではないか。 →現状の関係当事者に加え、学校法人間の取引に(貸付金・債務保証等)について注記すべきではないか。
継続法人の前提	<ul style="list-style-type: none"> ・継続法人の前提を判断する基準、特に期間をどう判断するか。期間が長くなると判断が難しく、学校法人にはなじまないのではないか。 →例えば修業年限が大学では4年(6年)、一貫教育ならばそれ以上等。